

USTR が 2010 年外国貿易障壁報告書(NTE レポート)を公表
—我が国特許制度に関する指摘は全て削除される—

2010 年 4 月 1 日
JETRO NY 中楨、横田

米国通商代表部(USTR)は 3 月 31 日、2010 年外国貿易障壁報告書(National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers: NTEレポート)を議会に提出した¹。

同報告書は、1974 年米国通商法 181 条に従い、USTR が大統領及び議会に対して外国(63 の国・地域等)の貿易制限的な政策・慣行等(貿易障壁)に関する報告を行うものであり、例年 3 月末に公表される。同報告書には、米国のモノ、サービスの輸出、米国民による直接投資及び知的財産の保護に影響を与える「外国の貿易障壁」が取り上げられる。このうち、知的財産保護に関しては、同報告書の内容が、通商法スペシャル 301 条報告の基礎となる。USTR は、同報告書の提出から 30 日以内に、「スペシャル 301 条報告書」を作成し、知的財産保護の不十分な国に対し「優先国」を特定し、調査及び協議を開始、協議が不調の場合は対抗措置(制裁)への手続を進めることとなる。

同報告書における我が国の知的財産関連分野に関する内容は、米政府に対する我が国のこれまでの指摘や説明²が奏功し、2008 年版において商標、地理的表示、営業秘密に係る項目削除と特許関連部分の大幅削除が行われ、翌 2009 年版において更に特許関連部分の内容削除が行われてきたところであり、今般の 2010 年報告書においては、「特許」に係る項目・内容が全て削除されている³。同時に 2009 年版にある「国境措置」の項目も削除されており、同報告書における我が国の知的財産に関する内容は、「知的財産」との見出しではあるものの、実質的に著作権関連を残すのみとなり、我が国政府のこれまでの取組の成果と見ることができる。

知財関連部分⁴の概要は以下のとおり。

(知的財産)

昨年に引き続き、著作権保護期間の延長、我が国のプロバイダ責任制限法の向上による適切な権利保護、著作権侵害の非親告罪化、デジタル環境下での海賊行為防止のための保護手段の採用による海賊行為減少への取組を求めている。また、著作権者が

¹ USTR プレスリリース [2010 NTE レポート](#)

² <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/keizai/ustr/> なお、例年、我が国政府は、同報告書における米政府の指摘に対し、当該指摘事項に対してコメントを発表してきたが、08 年の同報告書より、我が国政府はコメントを発表していない。

³ 2009 年報告書における特許の項目としては、米国と同様の 12 ヶ月のグレースピリオド制度の採用、及び権利付与の遅延に繋がる断片的な審査の是非を求めている ([090331【米国 IP 情報】USTR が 2009 年外国貿易障壁報告書\(NTE レポート\)を公表](#)参照)。

⁴ 我が国知的財産に係る報告は、報告書下に記されたページ数で p206。

用いた作品保護に係る技術的措置を無許可で迂回する行為 (unauthorized circumvention of technological measures) に対し、当該迂回行為、及び当該行為に使用される機器の売買行為に罰則規定を導入し、より適切な保護を図るべきとしている。

さらに、違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することを私的使用目的でも権利侵害とした法改正 (2010年1月施行) について、対象を全ての著作権・隣接権にも拡大することを求めている。

(了)